一時金ともに引き上げ 11月13日23時35分妥結 人勧完全実施で月例給・

県職連確認事項 副知事の最終回答・

- . 今年度の給与改定に関する人事委員会勧告については、 のとおり実施する。
- 2.会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。
- 3. 両立支援制度に係る環境整備については、引き続き各任命権者 で努力する。
- 4.1日又は1時間単位での取得可能な特別休暇について、残日数 の使用に係る見直しを行う。
- 5.各種ハラスメント対策については、引き続き各任命権者で努力 する。
- 6.各単組交渉については、その結論を尊重する。

たい

と言明させました

は対象となります

その上で、

令和6年4月

臨む形をつくりました

交渉を追い風に、県教委交渉に

たい」と回答しました。

われるよう、

教育委員会に伝え

おいて誠意を尽くした協議が行 省通知を踏まえて、単組交渉に ました。知事宛ハガキや交渉支援でのご協力、ありがとうござい 副知事交渉で妥結しました。2年連続となる月例給・一時金の引 の特休の完全消化が実現し、次年度以降につながる交渉ともなり き上げを勝ち取り、12月ボーナスは2・3月分(再任用1・2月 た。15分単位の休暇取得は先送りとなりましたが、 遡っての差額支給を確認して無事交渉を終了することができまし 完全実施や15分単位の休暇取得をめぐる攻防を経て、深夜の最終 分)、月例給(再任用千円~若年層1万円台引き上げ)は4月に 11月13日(月)、県職連最終交渉が午後4時から始まり、 看護休暇など



前橋市大手町 3-1-10

群馬高教組 027-231-2784 ghtu@educas.jp http://www.ghtu. org/

布

基本賃金等

2月分が支給されます。

うに、 できるので、 がっているのに手当が下がって 通勤や長時間の通勤については、 どまりました。一方で、 論していきたい」との回答にと る負担軽減の必要性は十分理解 点での改善は困難。通勤に関わ 支給を追求しましたが、「現時 の増額や高速道路等の加算全額 爻渉では片道5㎞以上各区分で じてしまうのでご容赦ください いと思います。タイムラグが生 しまったため、ご不満の方も多 りましたが、ガソリン単価は上 ' 極力減らす努力をしていくよ 今年度から年2回の改定とな 各任命権者に伝えていき 今後も継続的に議 、遠距離 20時間勤務・30時間勤務の方 用職員は期末手当支給職員と 5月分で常勤職員と同じ扱い た年間の支給月数は合計4・ 対象となる会計年度任

勧告完全実施を踏まえ 会計年度任用職員

度は6月、12月ともに1.0 こととなりました。令和6年 25月分、期末手当と合わせ 勉手当についても支給をする 職員の勤勉手当の支給につい ることとなりました。 令和6年4月1日から適用す ついても所要の改定を行い、 計年度任用職員の賃金単価に 人勧を受けて、会計年度任用 また、 令和6年の6月期から勤 地方自治法の改正や ださい。

速やかに組合に相談してく

が取れるよう頑張っていきま において、 や課題を研究して各任命権者 ました。今回は「今後、影響 を受けて粘り強く交渉してき 得できないかという強い要望 小学校旗振りなどで15分年休 とどまりましたが、来年度も していきたい」という回答に できるかどうかを含めて検討 5 15分単位休暇取得 年休や特休を氏分単位で取 統一的に見直しが

であることを受け止め、

→4・5月に引き上げとなり、 低で再任用千円の給与引き上げ 分が支給されます(来年は夏 ているため、12月は2・3月 6月に2・2月分が支給され となり、民間との較差2932 分引き上げられ、12月は1・ 再任用も2・35月と0・05月 となります。一時金は4・4月 本年度の給与勧告は完全実施

最高で高卒初任1・2万円、

(0・8%) を埋めるため、

4 子育て部分休暇(小1から小 両立支援対策

職のおかしな言動があった場合 が、 の実態を受けて、 度があっても休めない学校現場 答にとどまりました。また、制 続き検討していきたい」との回 るかなど課題もあるため、 どのようなお子さんを対象とす 囲を拡大するよう求めてきまし 養育する職員に対しては対象範 ついて、障害のあるお子さんを 時間以内、30分単位で取得)に 間の始めまたは終わりに1日2 3の子を養育するため、勤務時 で努力する」と回答させました。 ついては、引き続き各任命権者 「制度を利用したいと申し出た 難色を示された」など管理 「制度のニーズに加えて 「環境整備に 引き

冬とも2・25月分支給予定)

臨時教職員

から、給与上限の撤廃や雇用の 同等の職務にあたっていること きました。県当局も切実な要望 ゼロであり、蚊帳の外に置かれ ている現状の改善を強く訴えて いるものの、期末手当受給者は 年度任用職員に位置付けられて した。また、非常勤講師は会計 継続、不利益廃止を訴えてきま 6 地公臨教職員は正規教職員と

えることができたと感じてい が対象)。特休が足りないと パトロールボランティア休暇 ト休暇、 ました(看護休暇、短期介護 全てを利用できることになり ある時は、その残った日数の た時間に1時間未満の端数が 場合に、その残った日数、 残った日数の全てを使用する 用できる特別休暇については 1 旦 いう切実な声に、少しでも応 参加のための休暇、出生サポー 1日から、休暇取得の単位が 配偶者出産休暇、 あるいは時間単位で使 妊娠障害休暇、防犯 残っ

講師の報酬単価150円引き上げ

県教委交渉は、非常勤講師の待遇改善(賃金底上げ・入試日勤務変更)を実現して決着

高教組に対する県教委最終回答

2023年11月22日1時35分妥結

| 救職員の働き方改革について

教職員の多忙化解消は、教育委員会、学校及び関係機関が連携して 取り組むべき最重点課題の一つと捉えており、業務の削減に向けた取 組を積極的に進めていきたい。特に、学校の業務や行事について「廃 止・縮小・ICT化」の視点での見直しをさらに進め、実効性のある 業務改善が推進されるよう、引き続き管理職や教職員に周知していき たい。

2人事評価制度について

研修や会議等を通じて、評価者及び被評価者に対する制度の周知を 継続的に行い、制度の理解と信頼性を高めるよう取り組んでいきたい。 また、運用に当たっては、引き続き職員団体と意見交換を行いながら、 制度の充実に努めていきたい。

3非常勤講師の報酬について

報酬単価の引き上げを行いたい。現給保障ありの単価については、 引下げを緩和したい。

4非常勤講師の取扱について

「群馬県立学校等非常勤講師取扱要領」を遵守し、非常勤講師の希 望状況の確認を丁寧に行いたい。また、公立学校入学者選抜検査日の 勤務については、付随する業務として他の勤務日に変更することを可 能としたい。

5特別休暇制度の一部見直しについて(県職連事項の確認)

1日又は1時間単位で使用できる特別休暇について、残日数の全て を使用しようとする場合に、その残日数に 1 時間未満の端数があると きは、当該残日数の全てを使用できる取扱いとしたい。

6高校の入試制度について

公立高等学校入学者選抜学力検査については、今後も関係各方面か ら丁寧に意見を伺い、工夫改善を図っていきたい。電子採点システム については、効率的な採点、ミスのない採点となるよう、来年度の導 入に向けて予算請求していきたい。また、採点日を工夫するなどして、 勤務時間内に採点業務が行われるよう管理職に働きかけていきたい。

7部活動の在り方について

公立中学校が主な対象である部活動の地域連携及び地域クラブ活動 への移行も含め、適正な部活動運営に向け、各学校等の意見を踏まえ つつ、部活動の今後の在り方を具体的に示せるよう、努めていきたい。

8教育予算の確保について

教育予算の確保については引き続き努力したい。また、保護者負担 軽減についても努力したい。

9県立夜間中学校に係る手当の新設について

令和6年度から開校する県立夜間中学校(県立みらい共創中学校) に勤務する教育職員に対して支給する特殊勤務手当(夜間学級担当手 当)を新設する。

働き方改革

県教委は、提言R5に即した業務改善の実現具合と効果について検証し たい」と言いますが、現場に浸透しているとは言い難いのが実情です。管 理職には在校等の時間を適切に把握し、業務過多が見られるようであれ ば校務分掌を調整したり行事を見直したりして多忙化解消につなげるよう指 導したい」「36協定については適正な対応が行われるよう管理職を指導し たい」とも言っています。行事の精選を求めたり36協定の形骸化に警告を 発したりしながら、みんなの力で風涌しのよい働きやすい職場となるよう求 めていきましょう

人事評価制度

人事評価は教育をよくするため、学校活性化のために必要というのが県 教委の姿勢です。地公臨教職員の勤勉手当に含まれる扶養手当部分をは がし 正規や他県ではすでに実施済み)、業績評価に反映させようと考えて いますが、今回は議題となりませんでした。翌年度の雇用が保障されてお らず、はがすだけで上位30%に誰も入らない制度では意味がありませんか ら、今後しつかり議論したいと思います。また、来年度から勤勉手当が支給 される会計年度任用職員には、業績評価が課されるために自己申告が必 要となりますが、これについても不安や負担を減らすよう求めていきたいと 思います。

非常勤講師問題

①2020年度から正規と非正規の格差是正、非正規の待遇改善をめざす会 計年度任用職員制度に組み込まれましたが、それまで全員に出ていた23 月分の報酬がはがされて誰も期末手当が出ず、実績支給でパートタイム労 働者となる改悪でかえって正規との格差が拡大していました。一方で、それ までご苦労いただいた方を守るため、平成からやっていた人は3490円、令 和からの人は2840円という二重単価で、非正規と非正規の新たな格差が 生じる 同一労働同一賃金の原則に反する)問題も生じていました。昨年度 は段階的に安い方に統一しつつ、コマ数に応じた付随する業務に対する 報酬を加算させるという苦渋の妥結をしましたが、それを見直すこととなりま した。2840円が引き上げられるのは約20年ぶりのことで、150円も過去最 高水準ですが、ようやく冷遇を抜け出す第一歩を踏み出したと言えます。5 0分授業及び定時制では、2024年4月から以下のようになります 白マ数に 応じた報酬制度は変更ありません。事務に確認し必ず受給してください。 来年は3千円台突破を実現しましょう)。

現給保障なしの単価 現行 2840円→**引上げ後 R6 2990円** 現給保障ありの単価 現行 R6 3160円→R7 3000円→R8 2840円

引上げ後 R6 3210円→R7 3100円→R8 2990円

②昨年度末に起こった不当解雇を絶滅させるため、 取扱要領」 再度の任 用を行わない場合、事前に十分な説明を行うことや求人紹介などの配慮が 規定されている)を遵守すると明記させ、次年度の任用希望を確認する申 込書を提出してもらうことになりました。また、入試日に学校へ行かないと手 当が支給されない問題については、来年1~3月の範囲で、勤務する曜日 に付随する業務を行うことで振り替えることが可能となりました。

入試制度

茨城・千葉と相次いで採点 ミスが発覚する中で、マークシー トやデジタル 採点でミスを起こさない工夫が隣県で拡大しています。入試が一本化され て採点が大変になることが予想される前に対策を講じるのが当然ですが、 ようやく来年度からデジタル採点となる目途が立ちました。今年度について は憂鬱で仕方ありませんが、少なくとも勤務時間内に採点が終わるように しないと茨城・千葉の繰り返しになります。勤務時間内に終わらずに入選 手当600円で採点をすることにならないよう、それぞれの学校で注視してく ださい。一本化に伴う様々な問題については、入試終了後にアンケー ご意見をいただき、県教委に改善を求めていきたいと考えています。

部活動の在り方 中学校でどう変わるのか、それを受けて高校がどう変わるのか、いまだ不 透明ですが、部活手当や顧問の在り方について引き続き改善を求めてきま した。高教組では、来年2月12日の 教育のつどい」【3時~勤労福祉セン ター)で関西大学の神谷拓教授を招き、 部活動の現在における問題点と 今後の展望」仮題)についての講演を企画しています。多数の方々にお 集まりいただき、部活動の在り方について議論を深めたいと考えています

高教組はすべての高校教職員のためにあります あなたも高教組に入り、活動を支えてください ボーナスカンパもよろしくお願いします